

○総務省令第 号

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二十条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三十八条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第十条、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九条、第三十二条、第三十七条、第四十九条、第五十八条及び第九十四条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十六条、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十条並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十六条及び第三十八条の規定に基づき、離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(法第二十条に規定する総務省令で定める場合) 第二条 法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 イ 法第二条第二項の規定による公示の日(その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和五年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第三号又は第四十五条第二項の表の第三号の規定の適用を受ける設備(法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)に限る。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に對して課する事業税 (1) 製造業又は旅館業 五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあつては二千万円とする。)(以上のもの) 〔2〕略 〔ロ 略〕 〔一・三 略〕 (対象設備に係る所得金額等の計算方法) 第三条 前条第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。 一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下この号において同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×(当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額/当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造事業用、旅館業用、情報サービス業用又は第一条に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額)) 〔二 略〕	(法第二十条に規定する総務省令で定める場合) 第二条 〔同上〕 一 事業税 〔同上〕 イ 法第二条第二項の規定による主務大臣の公示の日(その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成三十三年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二項の表の第二号の規定の適用を受ける設備(法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)に限る。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に對して課する事業税 (1) 製造業又は旅館業 五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあつては二千万円とする。)(以上のもの) 〔2〕同上 〔ロ 同上〕 〔一・三 同上〕 (対象設備に係る所得金額等の計算方法) 第三条 〔同上〕 一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下この号において同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×(当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額/当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額)) 〔二 同上〕

「2・3 略」	「2・3 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(法第十七条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 半島振興法（以下「法」という。）第十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和五年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合 イ 法第十七条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。）以上のもの 〔ロ 略〕 〔二・三 略〕 (特別償却設備に係る所得金額等の計算方法) 第二条 前条第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。 一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が	(法第十七条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 〔同上〕 一 事業税 法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から平成三十三年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合 イ 法第十七条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。）以上のもの 〔ロ 同上〕 〔二・三 同上〕 (特別償却設備に係る所得金額等の計算方法) 第二条 〔同上〕 一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が

電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち法第十七条各号に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額） 「二 略」 「2・3 略」	電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額） 「二 同上」 「2・3 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第三条 奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(法第三十八条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 イ 法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日（その日が平成二十七年四月一日前である場合には、同日。以下同じ。）から令和五年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第三十八条第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、鹿児島県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（鹿児島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 (1) 法第三十八条第一号イ又はホに掲げる事業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあつては二千万円とする。）以上のもの [2] 略 [ロ] 略 [二・三] 略 (特別償却設備に係る所得金額等の計算方法) 第二条 前条第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。 一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 鹿児島県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設	(法第三十八条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 [同上] 一 事業税 [同上] イ 法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日（その日が平成二十七年四月一日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成三十三年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第三十八条第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、鹿児島県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（鹿児島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 (1) 法第三十八条第一号イ又はホに掲げる事業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあつては二千万円とする。）以上のもの [2] 同上 [ロ] 同上 [二・三] 同上 (特別償却設備に係る所得金額等の計算方法) 第二条 [同上] 一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 鹿児島県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設

した者が鹿児島県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち法第三十八条第一号イからホまでに掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額） 〔二略〕 〔2・3略〕	した者が鹿児島県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造事業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額） 〔二同上〕 〔2・3同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第四条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(法第十条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「法」という。）第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 法第三条第三項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和五年三月三十一日までの間に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業（次条第一項において「製造業等」という。）の用に供する設備（一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。）の取得価額の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が十五人を超えるものとし、法第二条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうちに次項に規定する対象設備を含むものを新設し、又は増設した者（以下「対象設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち次条の規定により当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合 〔二・三 略〕 〔2 略〕	(法第十条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 〔同上〕 一 事業税 法第三条第三項の規定による内閣総理大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業（次条第一項において「製造業等」という。）の用に供する設備（一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。）の取得価額の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が十五人を超えるものに限るものとし、法第二条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうちに次項に規定する対象設備を含むものを新設し、又は増設した者（以下「対象設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち次条の規定により当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合 〔二・三 同上〕 〔2 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第五条 沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十四年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(法第九条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 法第六条第五項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、次項に規定する施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象施設設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 【二・三 略】 2 対象施設は、第一号に掲げる要件に該当する施設で、第二号に定めるものとする。 一 対象施設の要件 イ 当該対象施設の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍若しくは宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店又は物品販売施設のうちその利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号及び第二号に掲げるもの（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあつては租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の五第一項、第四十二条の十二の六第一項又は第六十八条の十五の六の二第一項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるものであること。 【ロ 略】 【二 略】 第二条 (法第三十二条に規定する総務省令で定める場合) 法第三十二条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、法第三条第六号に規定する情報通信産業（以下「情報通信産業」という。）又は同条第八号に規定する情報通信	(法第九条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 【同上】 一 事業税 法第六条第五項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、次項に規定する施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象施設設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 【二・三 同上】 2 対象施設は、第一号に掲げる要件に該当する施設で、第二号に定めるものとする。 一 対象施設の要件 イ 当該対象施設の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号及び第二号に掲げるもの）に限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるものであること。 【ロ 同上】 【二 同上】 第二条 【同上】 (法第三十二条に規定する総務省令で定める場合) 一 事業税 法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、法第三条第六号に規定する情報通信産業（以下「情報通信産業」という。）又は同条第八号に規定する情報

技術利用事業（以下「情報通信技術利用事業」という。）の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるもの（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）に限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【二 略】

三 固定資産税 提出日から令和四年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【イ 略】

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第三十七条に規定する総務省令で定める場合）

第三条 法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）であつて、取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

通信技術利用事業（以下「情報通信技術利用事業」という。）の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【二 同上】

三 固定資産税 提出日から平成三十三年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【イ 同上】

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第三十七条に規定する総務省令で定める場合）

第三条 【同上】

一 事業税 法第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

〔二略〕

三 固定資産税 提出日から令和四年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限る。かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔イ略〕

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第四十九条に規定する総務省令で定める場合）

第四条 法第四十九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）であつて、取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二略〕

三 固定資産税 提出日から令和四年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔イ略〕

ロ 機械及び装置（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第五十八条に規定する総務省令で定める場合）

第五条 法第五十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別地区の指定の日（以下この

〔二同上〕

三 固定資産税 提出日から平成三十三年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔イ同上〕

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第四十九条に規定する総務省令で定める場合）

第四条 〔同上〕

一 事業税 法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二同上〕

三 固定資産税 提出日から平成三十三年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔イ同上〕

ロ 機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第五十八条に規定する総務省令で定める場合）

第五条 〔同上〕

一 事業税 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別地区の指定の日（以下この

条において「指定日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業（以下「特定経済金融活性化産業」という。）の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるもの（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）に限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二 略〕

三 固定資産税 指定日から令和四年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔イ 略〕

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第九十四条に規定する総務省令で定める場合）

第六条 法第九十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第三条第三号の規定により離島として定められた日から令和四年三月三十一日までの間に、旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る。）及びその附属設備であつて、取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

条において「指定日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業（以下「特定経済金融活性化産業」という。）の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二 同上〕

三 固定資産税 指定日から平成三十三年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔イ 同上〕

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第九十四条に規定する総務省令で定める場合）

第六条 〔同上〕

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第三条第三号の規定により離島として定められた日から平成三十三年三月三十一日までの間に、旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る。）及びその附属設備であつて、取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

「ロ 略」 「二・三 略」	「ロ 同上」 「二・三 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第六条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(法第二十六条に規定する総務省令で定める施設) 第二条 法第二十六条に規定する総務省令で定める施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。 一 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（同意日（当該同意日の同意が令和五年三月三十一日までに行われたものに限る。以下同じ。）以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が一億円（農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。）に係るものにあつては、五千万円）を超えるものであること。 〔二 略〕 (法第二十六条に規定する総務省令で定める場合) 第三条 法第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。 一 不動産取得税 同意日から令和五年三月三十一日までに対象施設を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 〔二 略〕 附 則 〔1 略〕 2 当分の間、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第四十八条（同令附則第十条の四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける市町村に係る第一条の適用については、「地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは「合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。以下この条において同じ。）が当該年度	(法第二十六条に規定する総務省令で定める施設) 第二条 〔同上〕 一 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（同意日（当該同意日の同意が令和三年三月三十一日までに行われたものに限る。以下同じ。）以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が一億円（農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。）に係るものにあつては、五千万円）を超えるものであること。 〔二 同上〕 (法第二十六条に規定する総務省令で定める場合) 第三条 〔同上〕 一 不動産取得税 同意日から起算して五年内に対象施設を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 〔二 同上〕 附 則 〔1 同上〕 2 当分の間、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第四十八条（同令附則第十条の四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける市町村に係る第二条の適用については、「地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは「合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。以下この条において同じ。）が当該年度

の四月一日現在においてすべてなお従前の区域をもって存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を合算して得た額」とし、「同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額」とあるのは「各合併関係市町村につきそれぞれ同令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額を合算して得た額」とする。	の四月一日現在においてすべてなお従前の区域をもって存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を合算して得た額」とし、「同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額」とあるのは「各合併関係市町村につきそれぞれ同令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額を合算して得た額」とする。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第七条 東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第四十三条に規定する総務省令で定める場合） 第一条 東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四十三条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 法第四条第九項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）<u>第十条第一項、第十条の五第一項、第十七条の二第一項、第十七条の五第一項、第十八条の四第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の五第一項又は第二十六条の四第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（当該事業を実施する個人事業者又は法人で法第三十七条第一項若しくは法第三十九条第一項に規定する指定事業者又は法第四十条第一項に規定する指定法人に該当するものであって認定日から令和六年三月三十一日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。以下「指定事業者等」という。）について、当該対象施設等の所在する道県が、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該道県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係るものとして次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合</u> 〔二・三 略〕	（法第四十三条に規定する総務省令で定める場合） 第一条 <u>〔同上〕</u> 一 事業税 法第四条第九項（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）<u>第十条の二第一項の表の第一号、第十条の五第一項、第十七条の二第一項の表の第一号、第十七条の五第一項、第十八条の四第一項、第二十五条の二第一項の表の第一号、第二十五条の五第一項又は第二十六条の四第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（当該事業を実施する個人事業者又は法人で法第三十七条第一項若しくは法第三十九条第一項に規定する指定事業者又は法第四十条第一項（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定法人に該当するものであって認定日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。以下「指定事業者等」という。）について、当該対象施設等の所在する道県が、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該道県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係るものとして次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合</u> 〔二・三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第八条 福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十五年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (法第二十六条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 福島復興再生特別措置法(以下「法」という。) 第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画の法第十八条第四項の規定による提出のあつた日(以下この条において「提出日」という。) から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。) 第十条の二第一項の表の第一号の第五欄、第十七条の二の二第一項の表の第一号の第五欄、第二十五条の二の二第二項の表の第一号の第五欄の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備(以下「企業立地施設等」という。) を新設し、又は増設した者(法第二十条第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象認定事業者」という。) について、福島県が、当該企業立地施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(福島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。) のうち当該企業立地施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 〔二・三 略〕 (法第三十八条に規定する総務省令で定める場合) 第二条 法第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第十二号)の施行の日(以下「改正法施行日」という。) から令和八年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項又は第二十五条の二の三第一項の規定の適用を受ける施設又は設備(以下「復興再生施設等」という。) を新設し、又は増設した者(法第三十八条の確認を受けた者に限る。以下「対象確認事業者」という。) について、福島県が、法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内において当該復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該復興再生施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 〔二・三 略〕 (法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合) 第三条 法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (法第二十六条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号。以下「法」という。) 第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 事業税 法第十八条第四項の規定により同法第十九条に規定する提出企業立地促進計画の提出のあつた日(以下この条において「提出日」という。) から平成三十三年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。) 第十条の二の二第一項、第十七条の二の二第二項又は第二十五条の二の二第二項の規定の適用を受ける施設又は設備(以下「企業立地施設等」という。) を新設し、又は増設した者(法第二十条第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象認定事業者」という。) について、福島県が、当該企業立地施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(福島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。) のうち当該企業立地施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 〔二・三 同上〕 (法第三十八条に規定する総務省令で定める場合) 第一条 〔同上〕 一 事業税 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第十二号)の施行の日(以下「改正法施行日」という。) から平成三十三年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二の三第一項、第十七条の二の三第一項又は第二十五条の二の三第一項の規定の適用を受ける施設又は設備(以下「復興再生施設等」という。) を新設し、又は増設した者(法第三十八条の確認を受けた者に限る。以下「対象確認事業者」という。) について、福島県が、法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内において当該復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該復興再生施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 〔二・三 同上〕 〔新設〕

一 事業税 法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画の法第七十四条第三項の規定による提出のあつた日（以下この条において「提出日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二第一項の表の第二号の第五欄、第十七条の二の二第一項の表の第二号の第五欄又は第二十五条の二の二第一項の表の第二号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第七十五条の二の指定を受けた者に限る。以下「対象指定事業者」という。）について、福島県が、当該特定事業活動施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特定事業活動施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二 不動産取得税 対象指定事業者について、当該特定事業活動施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三 固定資産税 対象指定事業者について、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

（法第八十五条の八に規定する総務省令で定める場合）

第四条 法第八十五条の八に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画の法第八十四条第四項の規定による提出のあつた日（以下この条において「提出日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に震災特例法第十条の二第一項の表の第三号の第五欄、第十一条第一項、第十七条の二の二第一項の表の第三号の第五欄、第十八条第一項、第二十五条の二の二第一項の表の第三号の第五欄又は第二十六条第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「新産業創出等推進事業施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第八十五条の二第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象新産業創出認定事業者」という。）について、福島県が、当該新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該新産業創出等推進事業施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二 不動産取得税 対象新産業創出認定事業者について、当該新産業創出等推進事業施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税につい

〔新設〕

て課税免除又は不均一課税をすることとしている場合	
<u>三</u> <u>固定資産税</u> <u>対象新産業創出認定事業者</u> について、当該新産業創出等推進事業施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 （第一条第一号の当該企業立地施設等に係る所得又は収入金額の計算方法等）	
<u>第五条</u> <u>第一条第一号の当該企業立地施設等に係るものとして計算した額</u> 、 <u>第二条第一号の当該復興再生施設等に係るものとして計算した額</u> 、 <u>第三条第一号の当該特定事業活動施設等に係るものとして計算した額</u> 及び <u>第四条第一号の当該新産業創出等推進事業施設等に係るものとして計算した額</u> は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。 一 電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 算式 $\frac{A \times B}{C}$ 算式の符号	
A 福島県において当該対象認定事業者、当該対象確認事業者、当該対象指定事業者又は当該対象新産業創出認定事業者（以下この条において「当該対象認定事業者等」という。）に係る事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額 B 当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち企業立地施設等、復興再生施設等、特定事業活動施設等又は新産業創出等推進事業施設等（以下この条において「対象施設等」という。）に係る固定資産の価額 C 当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額 「一・三」 略 「2」 略	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
<u>第三条</u> <u>第一条第一号の当該企業立地施設等に係るものとして計算した額</u> 及び <u>第二条第一号の当該復興再生施設等に係るものとして計算した額</u> は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。 （第一条第一号の当該企業立地施設等に係る所得又は収入金額の計算方法等） 一 電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 算式 $\frac{A \times B}{C}$ 算式の符号	
A 福島県において当該対象認定事業者又は当該対象確認事業者（以下この条において「当該対象認定事業者等」という。）に係る事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額 B 当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち企業立地施設等又は復興再生施設等（以下この条において「対象施設等」という。）に係る固定資産の価額 C 当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額 「一・三」 同「一」 「2」 同「二」	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条第一号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条第一項第一号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

（奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用

される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条第一項第一号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

（沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第五条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条第二項及び第二条から第五条までの規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間である場合における第六条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促

進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令第三条の規定の適用については、なお従前の例による。

（東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第七条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（以下「新省令」という。）第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

2 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号。以下「復興庁設置法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号。以下「旧復興特区法」という。）第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興特区法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下「旧復興推進計画」という。）につき旧復興特区法第四条第九項（復興庁設置法等改正法第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号。以下「旧福島特措法」という。）第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（旧復興特区法第六条第一項の変更の認定及び復興庁設置法等改正法附則第四条第一項の規

定によりなお従前の例によることとされる場合における旧復興特区法第六条第一項の変更の認定を含む。以下「旧認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた個人事業者又は法人が、施行日から令和六年三月三十一日までの間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律 号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「新震災特例法」という。）第十条第一項又は第十条の五第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内において旧産業集積事業（旧復興特区法第二条第三項第二号イ（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律 号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十条第一項の表の第一号の第三欄に規定する事業に準ずるものとして東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十二条の二第一項に規定するものを含む。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）又は旧建築物整備事業（旧復興特区法第二条第

三項第二号ロ（旧福島特措法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供する施設若しくは設備（旧建築物整備事業にあつては旧震災特例法第十条第一項の表の第一号の第四欄、第十七条の二第一項の表の第一号の第四欄又は第二十五条の二第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定める要件を満たす建物の附属設備とし、やむを得ない事情によりこれらの項に規定する指定期間内に、新設し、又は増設して、これらの事業の用に供することができなかったものとして所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第 条で定めるものに限る。以下「旧特定機械装置等」という。）又は旧開発研究用資産（旧開発研究（旧震災特例法第十条の五第一項に規定する開発研究をいう。）の用に供される減価償却資産のうち旧震災特例法第十条の五第一項に規定する産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（やむを得ない事情により令和三年三月三十一日までに、新設又は増設をして、開発研究の用に供することができなかったものとして同省令第 条で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）を新設し、又は増設し、これを当該旧復興産業集積区域内においてこれらの事業の用に供した場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十条第一項又は第十条の五第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定をこれらの項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業を新震災特例法第十条第一項に規定する産業集積事業と、当該旧建築物整備事業を同項に規定する建築物整備

事業と、当該旧特定機械装置等を同項に規定する特定機械装置等と、当該旧開発研究用資産を新震災特例法第十条の五第一項に規定する開発研究用資産と、それぞれみなして、新省令第一条の規定を適用する。

（福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第八条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第五条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。